

○財務省告示第二百九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年六月十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年七月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第三百四
十一回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びそ 運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適
用等

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ 入札発競争

ハ 非競争入札

ロ 札発競争入札

ハ 国債市場

ハ 特別参加

ハ 者・第I

ハ 非競争入札

ハ 競争入札

ハ 行額

イ 入札発競争

イ 価格競争

イ 行額

イ 入札発競争

イ 行額

イ 入札発競争

イ 行額

イ 入札発競争

イ 行額

イ 入札発競争

イ 行額

イ 入札発競争

イ 行額

価格を募入額により加重平均し
て得られるものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び
格競争入札と同時に行われる
札であつて、財務大臣が各国債
市場特別参加者ごとに発行（以
下「国債市場特別参加者・第I
非価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募額を順次割り
も申込みのそのうち応募額を順次
当てる。その応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
割り当てて、各
国債市場特別参加者ごとの
各限額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で二兆四千八百二十四
億円、財政法第四十一条の規
定に基づき、発行した利付国債に
ついては、金額で七百九十
億九千五百三十万七千九
営に必要なる財源の確保を図るた
め、公債の発行の特例に関する
法律第二十一条の規定に基づ

八 最低額面金
九 振替単位

十 発行日
十一 発行価格
十二 入札競争
十三 非競争入札
十四 札国債市場
十五 加場特別参
十六 I 非競争入札
十七 競争入札
十八 発行利率
十九 経過利率
二十 払込み

五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成二十六年六月十六日

額面金額百円につき百円二銭五厘以上、そのれぞれの応募価格

年〇・一パーセントは、払込金額に加え、次の算式

号により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものにより算出した金額から該金額に百分の二十・三・一五を乗

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金
十七 償還金
十八 元利支
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日

じた金額（ただし、当該債
を發行時に、おいて、取
が非居住者又は外国人
る場合には、前記（一）の
より算出した金額に、該
住者又は外国人が適用を
ける所得税の税率を乗じた
額）を控除することができる。

平成二十六年十二月十五日を
払期とし、次の算式により
した金額を支払う。ただし、
払期が銀行休業日に当た
は、その翌営業日に支払
は、その翌営業日に支払
下、次号及び第十六号に
規定する期日について同
額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年六月十五日及び十二月
日を、支払期とし、及び
いて、その日以、前六月
る利子を、支払う。六月
平成二十八年六月十五日
額面金額百円につき百円
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成二十六年六月十六日